

公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年10月16日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第123号

公印規則の一部を改正する規則

公印規則（昭和37年名古屋市規則第 9号）の一部を次のように改正する。
別表市長印の項中

やまと 古字	方 21	税 務 事	税務事務専用	財政局 税務部 税制課長	を
		名 古 屋			
		市 長 印			
		務 専 用			

「

やまと 古字	方 21	<table><tr><td>税</td><td>務</td><td>事</td></tr><tr><td>名</td><td>古</td><td>屋</td></tr><tr><td>市</td><td>長</td><td>印</td></tr><tr><td>務</td><td>専</td><td>用</td></tr></table>	税	務	事	名	古	屋	市	長	印	務	専	用	税務事務専用	財政局 税務部 税制課長	
税	務	事															
名	古	屋															
市	長	印															
務	専	用															
やまと 古字	方 21	<table><tr><td>税</td><td>務</td><td>証</td></tr><tr><td>名</td><td>古</td><td>屋</td></tr><tr><td>市</td><td>長</td><td>印</td></tr><tr><td>明</td><td>専</td><td>用</td></tr></table>	税	務	証	名	古	屋	市	長	印	明	専	用	税務証明事務 （本市の機関 の使用に係る 電子計算機（ 入出力装置を 含む。）と電 気通信回線で 接続した通信 端末機器を用 いるもの（以 下单に「通信 端末機器を用 いるもの」と いう。）に限 る。）専用	財政局 税務部 税制課長	
税	務	証															
名	古	屋															
市	長	印															
明	専	用															

に改

」

め、同表市税事務所長印の項用途の欄中「税務証明事務専用」を「税務証明事務（通信端末機器を用いるものを除く。）専用」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8年12月16日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（公印規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 2 公印規則の一部を改正する規則（令和 8年名古屋市規則第 112号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中「本市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続した通信端末機器を用いるもの（以下単に「通

信端末機器を用いるもの」という。)」を「通信端末機器を用いるもの」に改める。